

議 事 日 程 （第 1 号）

令和 2 年 9 月 8 日（火曜日）午前 9 時 30 分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 例月出納検査結果報告
- 日程第 4 令和元年度第三セクターの経営状況の報告について
- 日程第 5 令和元年度分東白川村教育委員会事務事業点検評価の報告について
- 日程第 6 議員派遣の件
- 日程第 7 報告第 1 号 令和元年度決算に基づく財政健全化判断比率の報告について
- 日程第 8 報告第 2 号 令和元年度決算に基づく資金不足比率の報告について
- 日程第 9 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて
専第 5 号 令和 2 年度東白川村一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 10 議案第 44 号 東白川村副村長の定数を定める条例について
- 日程第 11 議案第 45 号 東白川村特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 46 号 東白川村子どものいじめ防止等に関する条例について
- 日程第 13 議案第 47 号 令和 2 年度東白川村一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 14 議案第 48 号 令和 2 年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 15 議案第 49 号 令和 2 年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 16 議案第 50 号 令和 2 年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 17 議案第 51 号 令和 2 年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 18 議案第 52 号 財産の取得について
- 日程第 19 同意第 25 号 東白川村教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 20 発議第 1 号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方
税財源の確保を求める意見書について
- 日程第 21 発議第 2 号 地域の実情に応じた経済対策を求める意見書について
- 日程第 22 発議第 3 号 新型コロナウイルス感染症に係る新たな支援制度の創設を求める意見書に
ついて
- 日程第 23 認定第 1 号 令和元年度東白川村一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 24 認定第 2 号 令和元年度東白川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 25 認定第 3 号 令和元年度東白川村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 26 認定第 4 号 令和元年度東白川村簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 27 認定第 5 号 令和元年度東白川村下水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 28 認定第 6 号 令和元年度東白川村国保診療所特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 29 認定第 7 号 令和元年度東白川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

出席議員（７名）

1 番 安 江 真 治
3 番 安 江 健 二
5 番 今 井 美 道
7 番 樋 口 春 市

2 番 安 保 泰 男
4 番 今 井 美 和
6 番 桂 川 一 喜

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村 長 今 井 俊 郎
参 事 桂 川 憲 生
村 民 課 長 安 江 修 治
産業振興課長 伊 藤 秀 人
教 育 課 長 安 江 任 弘
国保診療所
事 務 局 長 河 田 孝
監 査 委 員 安 江 弘 企

教 育 長 神 戸 誠
総 務 課 長 今 井 明 徳
地域振興課長 村 雲 修
建設環境課長 有 田 尚 樹
会 計 管 理 者 今 井 英 樹
保健福祉課長 安 江 透 雄

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局
書 記 居 石 浩 之

◎開会及び開議の宣告

○議長（樋口春市君）

ただいまから令和 2 年第 3 回東白川村議会定例会を開会します。

本日の出席議員は 7 名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付申し上げたとおりです。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（樋口春市君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 113 条の規定によって、1 番 安江真治君、2 番 安保泰男君を指名します。

◎会期の決定について

○議長（樋口春市君）

日程第 2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から 9 月 16 日までの 9 日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から 9 月 16 日までの 9 日間に決定しました。

◎例月出納検査結果報告

○議長（樋口春市君）

日程第 3、例月出納検査結果報告を行います。

監査委員の報告を求めます。

監査委員 安江弘企君。

○監査委員（安江弘企君）

令和 2 年 9 月 8 日、東白川村議会議長 樋口春市様。東白川村監査委員 安江弘企、同じく今井美和。

例月出納検査結果報告。

令和 2 年 5 月分、6 月分及び 7 月分の出納検査を実施したので、その結果を地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定により報告する。

記 1. 検査の対象 令和 2 年 5 月分、6 月分及び 7 月分の東白川村一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、簡易水道特別会計、下水道特別会計、国保診療所特別会計、後期高齢者医療特別会計、歳入歳出外会計及び基金に係る現金、預金等の保管状況。

2. 検査の時期 令和2年6月23日、7月27日及び8月26日。

3. 検査の結果 令和2年5月末日、6月末日及び7月末日における上記会計の予算執行状況、現金及び預金の現在高並びにその保管状況は別紙のとおりであり、諸帳簿の計数は全て関係書類に合致し正確であった。以上であります。

○議長（樋口春市君）

監査委員の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、例月出納検査結果報告を終わります。

◎令和元年度第三セクターの経営状況の報告について

○議長（樋口春市君）

日程第4、令和元年度第三セクターの経営状況の報告を行います。

本件について、報告者の説明を求めます。

産業振興課長 伊藤秀人君。

○産業振興課長（伊藤秀人君）

令和2年9月8日、東白川村議会議長 樋口春市様。東白川村長。

令和元年度第三セクターの経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定による令和元年度第三セクターの経営状況について、下記のとおり報告する。

記、報告を要する法人名及び提出書類。

みのりの郷東白川株式会社、別添「定時株主総会」提出資料、有限会社新世紀工房、別添「定時株主総会」提出資料、株式会社ふるさと企画、別添「定時株主総会」提出資料、株式会社東白川、別添「定時株主総会」提出資料。

資料につきましては、8月21日開催の第12回東白川村議会全員協議会で既に提出しておりますので、今回は省略をさせていただきます。以上です。

○議長（樋口春市君）

ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、令和元年度第三セクターの経営状況の報告を終わります。

◎令和元年度分東白川村教育委員会事務事業点検評価の報告について

○議長（樋口春市君）

日程第5、令和元年度分東白川村教育委員会事務事業点検評価の報告を行います。

本件について、報告者の説明を求めます。

教育長 神戸誠君。

○教育長（神戸 誠君）

令和2年9月8日、東白川村議会議長 樋口春市様。東白川村教育委員会教育長。

令和元年度分東白川村教育委員会事務事業点検評価の報告について。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、下記のとおり報告いたします。

記、報告を要する事項及び提出書類。

教育委員会事務事業の点検評価の報告、別添「令和元年度分東白川村教育委員会事務事業点検評価報告書」。

詳しい内容については、別添資料の内容について、8月21日の議会全員協議会で御説明したとおりですので、省略させていただきます。以上です。

○議長（樋口春市君）

ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、令和元年度分東白川村教育委員会事務事業点検評価の報告を終わります。

◎議員派遣の件

○議長（樋口春市君）

日程第6、議員派遣の件を議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 桂川一喜君。

○議会運営委員長（桂川一喜君）

議員派遣の件。次のとおり議員を派遣する。

派遣名、村有林視察。目的、産業振興に資する。派遣場所、村内。期間、令和2年9月30日。派遣議員、議員全員。

以下、項目名を省略して読み上げさせていただきます。

みつば保育園運動会、園児の健全育成に資する。みつば保育園、令和2年10月3日、議員全員。

可茂町村議会研修会、議会議員の研さんに資する。美濃加茂市、令和2年10月5日、議員全員。
岐阜県町村議会正副議長研修会、議会議員の研さんに資する。グランヴェール岐山、令和2年10月7日、今井美道議員。

第18回東白川村老人福祉大会、老人福祉に資する。はなのき会館、令和2年10月8日、今井美和議員。

以上になります。よろしくお願いします。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を省略し、議員派遣の件を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま決定した議員派遣の内容について、変更の必要が生じた場合は変更事項について議長一任をお願いできませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、決定した議員派遣について、変更の必要が生じた場合は、議長一任で変更できることに決定しました。

これで議員派遣の件を終わります。

◎報告第1号及び報告第2号について（提案説明・質疑）

○議長（樋口春市君）

日程第7、報告第1号 令和元年度決算に基づく財政健全化判断比率の報告についてから、日程第8、報告第2号 令和元年度決算に基づく資金不足比率の報告についてまでの2件を一括して議題とします。

本件について、報告者の説明を求めます。

会計管理者 今井英樹君。

○会計管理者（今井英樹君）

報告第1号 令和元年度決算に基づく財政健全化判断比率の報告について。このことについて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により監査委員の意見を付して報告する。令和2年9月8日提出、東白川村長。

1枚はねていただきたいと思います。

令和元年度決算に基づく健全化判断比率一覧表。実質赤字比率、連結実質赤字比率、この2点に関してはともになしとなります。括弧内は、国の基準比率となります。実質公債費比率12.0、将来負担比率61.3。以下については説明を省略させていただきます。

次のページをはねていただきたいと思います。

令和元年度決算に基づく財政健全化判断比率審査意見書。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により審査に付された、令和元年度決算に係る財政健全化判断比率を審査した結果及び意見は、別紙のとおりである。令和2年9月8日提出。以下は省略させていただきます。

1枚はねていただきたいと思います。

令和元年度東白川村財政健全化判断比率審査意見書。審査に付されました健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項につきましては、いずれも適正に作成されているものと認められていますのでお願いいたします。以下は同様となりますので、説明は省略させていただきます。

1枚はねていただきたいと思います。

報告第2号 令和元年度決算に基づく資金不足比率の報告について。このことについて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により監査委員の意見を付して報告する。令和2年9月8日提出、東白川村長。

1枚はねていただきたいと思います。

令和元年度決算に基づく資金不足比率一覧表。特別会計の名称、簡易水道特別会計、下水道特別会計、ともに資金不足比率は該当がありませんのでお願いいたします。備考欄並びに以下は省略させていただきます。

1枚はねていただきたいと思います。

令和元年度決算に基づく公営企業会計資金不足比率審査意見書。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により審査に付された、令和元年度決算に係る資金不足比率を審査した結果及び意見は、別紙のとおりである。令和2年9月8日提出。以下は省略いたします。

1枚はねていただきたいと思います。

令和元年度東白川村公営企業会計資金不足比率審査意見書。これにつきましても資金不足比率がありませんので、説明を省略させていただきます。以上となります。

○議長（樋口春市君）

ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第1号 令和元年度決算に基づく財政健全化判断比率の報告についてから報告第2号 令和元年度決算に基づく資金不足比率の報告についてまでの2件の報告を終わります。

◎承認第2号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第9、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて、専第5号 令和2年度東白川村一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 今井明德君。

○総務課長（今井明德君）

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて。次の件について急施を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。令和2年9月8日提出、東白川村長。

記1. 令和2年度東白川村一般会計補正予算（第4号）（別紙）。

専第5号 令和2年度東白川村一般会計補正予算（第4号）。令和2年度東白川村一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,426万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億7,884万4,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。令和2年7月20日、東白川村長。

2ページからの歳入歳出予算補正と5ページからの事項別明細書を省略させていただきます、7ページから説明させていただきます。

7ページでございます。

2. 歳入。

9款1項1目地方交付税、補正額は1,426万8,000円の増額でございます。普通交付税でございます。

8ページをお願いいたします。

3. 歳出。

2款1項1目一般管理費、補正額は56万6,000円の増額でございます。説明欄を御覧いただきまして、職員手当等で防災勤務手当で50万円の増額、管理職員特別勤務手当で6万6,000円の増額ということで、災害対応に係る手当の増額でございます。

これ以降の3款1項3目の保健福祉費から、次の9ページの10款1項2目の教育委員会事務局費までにつきましては、災害対応に係る管理職職員の特別勤務手当の補正でございます。

9ページ、3段目を御覧ください。

11款1項1目農業用施設災害復旧費、補正額は330万円の増額でございます。説明欄を御覧ください。小規模修繕等単価契約工事ということで、15か所分の費用でございます。

2目の林業用施設災害復旧費につきましては、補正額は350万円の増額でございます。説明欄を御覧いただきまして、工事請負費の小規模修繕等単価契約工事のほうが250万円で、こちらは林道において12か所分でございます。補助金につきましては、作業路10か所分ということで、各団地への補助金を予算計上しております。

10ページをお願いします。

2項1目道路橋梁災害復旧費、補正額は515万円の増額でございます。説明欄を御覧ください。需用費で、事務用消耗品費で5万円、事業用消耗品費で10万円の増額でございます。委託料につきましては、東白川土木施設災害支援業務委託料ということで、公共事業復旧の委託料で鳥屋ヶ根線と柏本・宮代線の積算の分の委託料でございます。工事請負費につきましては、小規模修繕等単価契約工事ということで、410万円は24か所分の費用でございます。

2目河川災害復旧費170万円の増額でございます。小規模修繕等単価契約工事ということで、7か所分の費用でございます。

専第5号は以上でございます。よろしくをお願いします。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから専第5号 令和2年度東白川村一般会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、専第5号 令和2年度東白川村一般会計補正予算（第4号）は原案のとおり承認されました。

◎議案第44号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第10、議案第44号 東白川村副村長の定数を定める条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 今井明徳君。

○総務課長（今井明徳君）

議案第44号 東白川村副村長の定数を定める条例について。東白川村副村長の定数を定める条例を別紙のとおり提出する。令和2年9月8日提出、東白川村長。

次のページを御覧いただきたいと思います。

東白川村副村長の定数を定める条例。

地方自治法第161条第2項の規定に基づき、副村長の定数は1人とする。

附則（施行期日） 1. この条例は公布の日から施行する。

（東白川村に副村長を置かない条例の廃止） 2. 東白川村に副村長を置かない条例は廃止する。
以上でございます。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第44号 東白川村副村長の定数を定める条例についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第44号 東白川村副村長の定数を定める条例については原案のとおり可決されました。

◎議案第45号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第11、議案第45号 東白川村特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 今井明徳君。

○総務課長（今井明徳君）

議案第45号 東白川村特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について。東白川村特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和2年9月8日提出、東白川

村長。

次のページを御覧ください。

東白川村特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例。

東白川村特別職報酬等審議会条例の一部を次のとおり改正する。

第1条及び第2条中「並びに村長」の次に「、副村長」を加える。

新旧対照表がありますので、こちらを御覧いただきたいと思います。

1ページでございます。

今回の改正につきましては、副村長を新たに設置することに伴いまして、報酬等を審議いただく審議会に副村長を位置づけるための改正でございます。

第1条、第2条につきまして、このように副村長を位置づけさせていただきます。

では、本文のほうにお戻りいただきたいと思います。

附則、この条例は公布の日から施行する。以上でございます。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第45号 東白川村特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第45号 東白川村特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

◎議案第46号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第12、議案第46号 東白川村子どものいじめ防止等に関する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

教育課長 安江任弘君。

○教育課長（安江任弘君）

議案第46号 東白川村子どものいじめ防止等に関する条例について。東白川村子どものいじめ防止等に関する条例を別紙のとおり提出する。令和2年9月8日提出、東白川村長。

次のページを御覧ください。

条例の制定になりますので、朗読させていただきます。

東白川村子どものいじめ防止等に関する条例。

（目的）第1条、この条例は、いじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえ、子どもに対するいじめの防止等について、基本理念を定め、村、学校、保護者、村民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、いじめの未然防止及び解決を図るための基本的な事項を定めることにより、学校、家庭及び地域が連携していじめをなくし、子どもたちが安心して生活し、健やかに成長することができる環境を整えることを目的とする。

（用語の定義）第2条、この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)いじめ、子どもと一定の人的関係にある他の子どもが行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいう。

(2)いじめの防止等、いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。

(3)子ども、小学生及び乳幼児を含め、いじめの防止等の対象と認めることが適当である者をいう。

(4)学校等、村立の保育所、小学校・中学校及び放課後児童クラブ等集団生活を行う組織等をいう。

(5)保護者、親権を行う者（親権を行う者がいないときは、未成年後見人）その他子どもを現に監護する者をいう。

(6)村民、村内に居住する者、または村内に通勤、または通学する者をいう。

(7)事業者、村内で事業活動、または公益的な活動を行う個人及び団体をいう。

（基本理念）第3条、村は、いじめがどの子どもも被害者にも加害者にもなり得るもので、全ての子どもに関わる問題であるとの認識に立ち、子どもたちが安心して生活し学ぶことができる環境を整え、互いに尊重し合う社会を実現するため、学校、家庭、地域その他関係者の連携の下、いじめの未然防止及び解決に取り組まなければならない。

（いじめの禁止）第4条、子どもは、いかなる理由があってもいじめを行ってはならない。

2. いじめを発見した子どもは、これを放置せず、学校もしくは保護者に通報または相談をするよう努めるものとする。

（村の責務）第5条、村は、第3条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、いじめの防止等に関係する機関及び団体と連携していじめの防止等のための対策を講じるよう努めなければならない。

(学校等の責務) 第6条、学校等は、基本理念に基づき、全ての教育活動を通して子どもがよりよい人間関係を形成するよう指導するとともに、自他の生命を尊重する心を育てなければならない。

2. 学校等は、いじめの早期発見に努めるとともに、いじめを受けていると思われるときは、その解決に向けて適切かつ迅速に対処するものとする。

(保護者の責務) 第7条、保護者は、子どもの教育について第一義的な責任を有することを認識し、成長及び発達に応じて適切な支援を行うとともに、子どもの心情を理解しながら、子どもが心身ともに安心して過ごせるよう努めなければならない。

2. 保護者は、いじめを正しく理解するとともに、子どもに対し、いじめを受けた人の心に深い傷を残す絶対に許されない行為であることを十分理解させるよう努めなければならない。

(村民及び事業者の役割) 第8条、村民及び事業者（以下「村民等」という。）は、基本理念に基づき、地域において子どもの見守り、声かけ等を行い、子どもが安心して過ごすことができる環境をつくるよう努めなければならない。

2. 村民等は、いじめを発見し、またはいじめの疑いを認めた場合は、関係機関等に情報を提供するように努めなければならない。

(いじめ防止対策基本方針) 第9条、村は、法第12条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策の基本的な考え方、その他いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項を基本方針として定めるものとする。

(体制の整備) 第10条、村は、いじめを早期に発見し、対処するため、子ども、保護者、村民、事業者の相談または通報ができる体制を整えるものとする。

2. 学校は、いじめを早期に発見し、対処するため、子どもの状況を把握するとともに、子ども及び保護者が相談できる体制を整えるものとする。

(広報及び啓発) 第11条、村は、子ども、保護者、村民及び事業者に対し、いじめの防止等に関する広報及び啓発活動を行わなければならない。

(いじめ・不登校対策協議会) 第12条、村は、いじめ防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、法第14条第1項の規定に基づき東白川村いじめ・不登校対策協議会（以下この条において「協議会」という。）を置く。

2. 協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(いじめ問題対策委員会) 第13条、村は、通報、相談等を受けたいじめについて、専門家による客観的な立場からの調査及び審議を行うため、東白川村いじめ問題対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2. 委員会は、いじめに関する村長の諮問に応ずるほか、通報または相談のあったいじめについて、その解決を図るために必要な調査、審議または関係者との調整を行う。

3. 村長は、法第28条第1項の規定による調査に並行して行う調査及び法第30条第2項の規定による調査（以下この条において「再調査」という。）を、委員会に行わせることができる。

4. 委員会は、5人以内の委員をもって組織し、委員は、学識経験を有する者、いじめの防止等

に関する知見を有する者その他教育委員会が必要と認める者のうちから村長が任命する。

5. 委員会の委員の任期は、村長が任命したときから再調査が終了するときまでとする。

6. 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(委任) 第14条、この条例に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附則、この条例は、公布の日から施行する。以上になります。

内容、説明につきましては、前回の全協の折に詳細説明を行っていますので、省略させていただきます。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

6 番 桂川一喜君。

○6 番（桂川一喜君）

前回の全協の折に、僕が質問したことによって、もしかしたら僕自身の読み込みが甘くて勘違いが起きていたかもしれませんので、ちょっと再確認をさせていただきます。

前、用語の定義のところ、事業者というところに、例えば少年のスポーツクラブとか、そういうのが入るだろうということの趣旨で質問させていただきましたけど、実際よく読んでいくと、学校等の中に、まるで教育委員会の管轄の村が直にやっているところだけが含まれているのかと思って質問させていただいたんですけど、ちょっと確認をしたいところなんですけれども、学校等の中に、例えばクラブ活動ですとか、教育を目的とする、特に学校等の責務というところの第6条のところに、「全ての教育活動を通して」という文言がありますので、もしかしたら、子供に対しての教育等をある程度目的とするような団体につきましては、事業者ではなくて、学校等に入るのかどうかというところをちょっと質問したいと思います。

○議長（樋口春市君）

教育課長 安江任弘君。

○教育課長（安江任弘君）

事業者は、あくまでも公益に関する規定というところに当たりますので、その他のスポーツ団体等につきましては、学校等というところに含まれて入りますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋口春市君）

6 番 桂川一喜君。

○6 番（桂川一喜君）

今の件は理解いたしました。

そこでちょっと質問なんですけど、第10条の第2項に、実はこれ「学校は」としておりまして、

学校に限定してあるんですけど、この場合は、全体を見回したときに、これは学校等と同等だと理解して第2項は読んでいくかどうかだけ、ちょっと質問したいと思います。

○議長（樋口春市君）

教育課長 安江任弘君。

○教育課長（安江任弘君）

当然そういうふうになると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第46号 東白川村子どものいじめ防止等に関する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第46号 東白川村子どものいじめ防止等に関する条例については原案のとおり可決されました。

◎議案第47号から議案第51号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第13、議案第47号 令和2年度東白川村一般会計補正予算（第5号）から、日程第17、議案第51号 令和2年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）までの5件について、補正関連により一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 今井明德君。

○総務課長（今井明德君）

議案第47号 令和2年度東白川村一般会計補正予算（第5号）。令和2年度東白川村一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,258万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億7,142万4,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算

の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正) 第2条 既定の地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。令和2年9月8日提出、東白川村長。

2ページからの歳入歳出予算補正を省略して、6ページを御覧いただきたいと思います。

第2表 地方債補正。

(追加) 起債の目的、災害復旧事業。限度額670万円。起債の方法、普通貸借。利率、償還の方法につきましては、ほかの起債と同じでございます。

では、7ページからの事項別明細書を省略させていただいて、10ページをお願いいたします。

2. 歳入。

11款1項9目消防費分担金、補正額は20万円の減額でございます。説明欄を御覧ください。ライフライン保全事業分担金ということで、こちらは中部電力さんから頂く分の分担金でございます。こちらの予定しております箇所について、立っている木が非常にいい木で、販売収入が見込めるといことで、分担金を減額させていただくような補正でございます。

11目災害復旧費分担金、補正額は37万円の増額でございます。こちらのほうは、農林水産施設災害復旧費分担金ということで、所有者や受益者からの分担金でございます。

2項2目総務費負担金、補正額は539万4,000円の増額でございます。説明欄を御覧ください。村民センター保守負担金469万4,000円は、役場別館の防災工事に伴いますめぐみの農協からの負担金でございます。電柱移設工事負担金70万円につきましては、工事に伴う電柱移設の負担金でございます。

13款1項11目災害復旧費国庫負担金、補正額は400万2,000円の増額でございます。村道災害復旧費国庫負担金でございます。

次のページをお願いします。

2項2目総務費国庫補助金、補正額は1億3,618万4,000円の増額でございます。1節の総務管理費補助金では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。1億3,124万4,000円でございます。2節の戸籍住民基本台帳費補助金につきましては、個人番号カード交付事業費補助金としまして152万5,000円、社会保障・税番号制度システム整備費補助金として841万5,000円、戸籍システム改修補助金のほうは500万円の減額ということで、額の内示によります補正でございます。

3目民生費国庫補助金33万2,000円の増額でございます。こちらは子ども・子育て支援交付金でございます。

3項2目総務費国庫委託金、補正額は1万3,000円の増額でございます。自衛官募集事務委託金の増額の額の確定による増額でございます。

14款1項4目衛生費県負担金、補正額は65万8,000円の増額でございます。不適正処理廃棄物撤去支援事業交付金でございます。下野のパチンコ台を撤去するための県の交付金でございます。

次のページをお願いいたします。

2 項 2 目総務費県補助金、補正額は440万円の増額でございます。新型コロナウイルス感染症対応地域の活力補助金でございます。

3 目民生費県補助金11万3,000円の増額でございます。岐阜県障害児通所支援事業所継続支援事業費補助金でございます。

4 目衛生費県補助金2万5,000円の増額でございます。岐阜県胃がん対策強化事業費補助金でございます。

6 目農林水産業費県補助金9万2,000円の増額でございます。農業委員会費補助金の額の確定によります増額でございます。

8 目土木費県補助金116万1,000円の増額でございます。土地利用規制等対策費交付金が3万6,000円の増額、国県道樹木伐採事業費補助金が112万5,000円の増額でございます。

9 目消防費県補助金、補正額は651万1,000円の増額でございます。ライフライン保全事業補助金については10万円の減額ということで、先ほど申し上げましたように、木が売れる費用を充当するために県の補助金も10万円減額させていただくものでございます。避難所生活環境確保事業費補助金としまして661万1,000円の増額でございます。

16款1項1目一般寄附金、補正額は31万円の増額でございます。説明欄に記載のあります5名の方から寄附金を頂いております。

2 目指定寄附金513万5,000円、ふるさと思いやり基金指定寄附金でございます。4月から7月分で、4月分につきましては261件、5月分が36件、6月分が27件、7月分が25件の寄附金を頂いております。

次のページをお願いします。

17款1項18目森林環境譲与税基金繰入金、補正額は240万円の増額でございます。

2 項 5 目介護保険特別会計繰入金、補正額は635万4,000円の増額でございます。次の6目後期高齢者医療特別会計繰入金22万1,000円の増額でございます。この2つにつきましては、いずれも過年度の精算による繰入金でございます。

18款1項1目繰越金、補正額は658万3,000円の減額でございます。こちらのほうは収支のバランスを取るものでございます。

19款4項4目雑入、補正額は1,898万8,000円の増額でございます。CATV引込工事が22万円。次のページをお願いいたします。後期高齢者医療療養給付費負担金過年度精算還付金のほうが1,827万7,000円、これは広域連合のほうから支出されます。消防車両処分に伴う保険等還付金で3万2,000円、電線支障木用材林代ということで40万円の予算計上でございます。こちらがあるのでライフラインのほうを減額させていただきました。携帯電話用アンテナ電気料負担金1万5,000円、こちらはNTTから頂くものでございます。学校臨時休業対策費補助金4万4,000円の増額でございます。

20款1項6目農林水産業債、補正額は90万円の増額でございます。農業用施設災害復旧事業の一般単独分でございます。

8目土木債580万円の増額でございます。土木施設災害復旧事業の補助事業で190万円、一般単独債のほうで390万円の補正でございます。

では、歳出をお願いいたします。

3. 歳出。

2款1項1目一般管理費、補正額は626万1,000円の増額でございます。説明欄を御覧ください。総務一般管理費で、職員共済組合追加負担金で52万6,000円、施設修繕料ということで村民センター等の修繕費でございます。60万円でございます。積立金で、ふるさと思いやり基金積立金につきましては513万5,000円で、頂いたものをそのまま積み立てるような形になっております。特定財源につきましては、国庫支出金のほうで自衛隊の募集の費用1万3,000円を充当させていただいておりますし、その他の欄でJAの防水工事の負担金とふるさと思いやり基金の寄附金をこちらのほうに充てております。

5目財産管理費、補正額は203万円の増額でございます。総合行政情報システム運営費ということで、住基システムの改修費分を203万円補正するものでございます。こちらの財源は国からの補助金が202万9,000円ありますので、こちらを充てさせていただいております。

10目地域情報化事業費、補正額は238万4,000円の増額でございます。CATV番組等制作運営費で29万2,000円につきましては、備品修繕ということで送出サーバーのハードディスクの故障を修理するものでございます。CATV機器管理運営費につきましては209万2,000円の予算計上ということで、共架申請調査費で1万7,000円、工事請負費で電柱移設工事のほうは168万9,000円と、加入者対応の工事が2か所ほどあるということで38万6,000円の予算計上でございます。財源につきましては、工事と加入の負担金を92万円充当しております。

13目新型コロナウイルス感染症対策事業、補正額は1億4,320万9,000円の予算計上でございます。新型コロナウイルス感染症対策費としまして2,162万5,000円の増額でございます。報酬につきましては、会計年度任用職員ということで清掃員の方を今度お願いしますので、その費用で84万1,000円。次のページを御覧ください。旅費につきましては、先ほどの清掃員の方の通勤費と村内の移動の費用弁償でございます。需用費につきましては、マスク、消毒液、体温計、パーティション等々の購入費でございます。1,719万4,000円でございます。備品購入費につきましては353万8,000円ということで、ミスト噴霧器10台、感染症防止型掃除機が5台、AI体温測定顔認証端末については2台の購入の予定でございます。こちらにつきましては、臨時交付金のほう2,154万4,000円を充当する予定としております。

続きまして、おべんとう券事業でございます。こちらは財源補正ということで、臨時交付金のほうを120万円減額させていただきまして、県補助金のほうを120万円充当させていただく財源補正でございます。したがって、補正額はゼロでございます。

続きまして、感染症拡大防止協力金事業20万円の増額でございます。こちらにつきましては、県の協力金の対象にならなかった野菜村につきまして協力金を支払うものでございます。財源につきましては、県補助金を20万円充当するものでございます。

続きまして、お食事券事業のほうは、こちらも財源補正ということで、国の臨時交付金を130万円減額して、県補助金を130万円充当するような補正でございます。

プレミアム付商品券発行事業も財源補正ということで、国の交付金を80万円減額し、県の交付金を80万円充当する補正でございます。

ふるさと便事業でございます。44万5,000円の減額ということで、こちらは事業完了に伴うものでございます。事業系消耗品で35万7,000円の減額、配送料で8万8,000円の減額ということで、財源のほうも臨時交付金を10万円減額、それから一般財源も34万5,000円の減額という内容になっております。

続いて、避難所生活確保事業でございます。1,218万1,000円の増額でございます。内容につきましては、避難所の密を避ける資材というような意味でパーティションやマット、簡易ベッド、体温計、マスク、簡易テントなどの購入費でございます。財源のほうにつきましては、国からの臨時交付金を450万円充当し、県の補助金を661万1,000円充当する内容になっております。

17ページをお願いします。

白川茶新茶販売促進事業につきましては、134万9,000円の減額でございます。こちら事業完了に伴うものでございます。印刷製本費で1万1,000円の減額、補助金で133万8,000円の減額でございます。財源のほうにつきましても、交付金を10万円減額、一般財源も124万9,000円の減額というような内容になっております。

子育て世帯への給付金支給事業につきましては、こちらは財源補正ということで、臨時交付金を40万円充当し、一般財源を40万円減額するという内容になっております。

地元旅キャンペーン事業につきましては、172万9,000円の増額でございます。宿泊券の印刷費で7万9,000円、郵便料が5万円、宿泊券の補助金のほうは160万円ということで、こちらのほうは8,000円の200枚分というような計画でございます。財源につきましては、臨時交付金を100万円充当するような予算になっております。

ポイントシステム構築事業につきましては、412万5,000円の増額でございます。ポイントシステムと定期購入システムの改修委託料でございます。こちらのほうは、交付金を350万円充当する予定としております。

事業所対策補助金交付事業につきましては、560万円の追加でございます。商工会員の方を対象に、上限10万円で事業費の80%を補助する内容としております。交付金のほうは500万円の充当を予定しております。

フォレストイル契約成立キャンペーン事業につきましては、919万7,000円の予算計上で10棟分を見込んでおります。交付金については800万円の充当を計画しております。

18ページをお願いします。

従業員育成支援事業につきましては、112万5,000円の追加でございます。交付金を80万円充当する計画としております。

つちのこ商品券配布事業につきましては、1,605万円の予算見積りでございます。需用費で18万

3,000円、委託料が41万5,000円で、こちらのほうは自治会への配布委託料でございます。商品券の事業補助金ということで1,545万2,000円の予算計上でございます。7,000円の券を、自治会を通じて配布するというような事業でございます。こちらのほうは、臨時交付金を1,550万円充当する予定としております。

ふるさと企画改革事業については、794万5,000円の予算計上でございます。工事請負費につきましては224万5,000円で、つちのご館から味の館の改修を行わせていただくものでございます。補助金につきましては、こもれびの館等経営維持補助金ということで240万円と味彩経営改善補助金を330万円予定しております。交付金については600万円の充当を予定しております。

地域産業家賃支援事業につきましては、1,100万円の予算計上でございます。売上げが10%以上減った事業所を対象にして支払うものでございます。交付金につきましては、1,000万円の充当を予定しております。

村内産お米PR事業については、60万6,000円の予算計上でございます。事業系消耗品10万2,000円については、お米の購入費でございます。配送手数料として50万4,000円の予算計上でございます。こちらのほうは、臨時交付金50万円の充当を予定しております。

避難所等環境改善事業につきましては、2,727万4,000円の予算計上でございます。需用費の事務系消耗品費694万8,000円につきましては、AEDの屋外設置のボックスやLEDの投光器、それからカセットボンベ、毛布等の購入費でございます。役務費につきましては、AEDを屋外に設置するための手数料でございます。22万円でございます。工事請負費は、備品購入で予定しております給電対応電気自動車の給電設備の工事ということで、14万3,000円の予算計上でございます。備品購入費につきましては1,696万3,000円で、防災拠点施設用エアコンが4か所、カセットボンベ式発電機が36台、防災用備蓄資材倉庫につきましては5基、AEDが4台、給電対応電気自動車1台の購入予定でございます。補助金につきましては、家庭用防災発電機器購入補助金ということで300万円の予算計上でございます。5万円の60台の見込みを持っております。特定財源につきましては、臨時交付金を2,650万円充当する計画としております。

次の庁舎等公有施設感染症対策事業でございます。1,420万2,000円の予算計上でございます。事業系消耗品費で40万円、それから修繕料では、公共施設の手洗いの自動水洗化で443万8,000円の予算計上でございます。

次のページを御覧ください。

委託料で公有施設建物清掃業務で100万円の委託料、工事請負費では677万2,000円の予算計上で、庁舎とふるさとセンターの改修費を予算計上しております。備品購入費では、ふるさとセンター内の備品購入ということで159万2,000円の予算計上でございます。ふるさとセンターを分庁化するような内容の経費となっております。特定財源につきましては、臨時交付金を1,300万円充当する計画としております。

防災IT化事業でございます。233万8,000円の増額でございます。防災アプリ管理ソフト保守管理委託料で13万8,000円と、防災アプリの購入が220万円の予算計上でございます。臨時交付金を

200万円充当する予定としております。

続きまして、学校保健会事業につきましては61万円の予算計上でございます。修繕料で、手洗いの蛇口のレバー交換で33万5,000円と、スクールバスの抗ウイルスコーティング手数料ということで27万5,000円の予算計上でございます。交付金につきましては50万円の充当を予定しております。

小中学校教育振興事業につきましては、182万8,000円の予算計上でございます。消耗品費につきましては、ルーターと待機教室での空調機の購入の費用でございます。

21ページをお願いします。

使用料及び賃借料では、修学旅行の宿泊の加算分につきまして、57万円の予算計上でございます。補助金では、家庭学習インターネット接続支援補助金ということで97万9,000円の予算計上でございます。財源は、国の臨時交付金を140万円充当する予定としております。

農業行政IT化推進事業につきましては、736万8,000円の予算計上でございます。備品購入費で農地地図管理システムが226万円、茶工場受入管理システム導入事業補助金のほうは510万8,000円の予算計上でございます。水田管理システムについては取りやめさせていただきました。財源につきましては、臨時交付金を650万円充当する予定としております。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費でございます。補正額は3万7,000円の減額でございます。説明欄を御覧ください。戸籍電算化システム運営事業ということで、額の確定による減額でございます。こちらのほうは、国の補助金等で138万6,000円の充当をお願いし、一般財源は142万3,000円の減額を予定しております。

2目住民情報処理費につきましては、152万5,000円の増額でございます。通知カード・個人カード関連事務委任交付金につきまして、上限見込額に合わせるために計上するものでございます。こちらのほうは、全額国庫補助金を充当するものでございます。

次のページをお願いします。

3款1項1目住民福祉費は、補正額が57万1,000円の増額でございます。繰出金で国民健康保険特別会計繰出金の法定外繰入れを追加するものでございます。

2目福祉医療費につきましては、125万9,000円の増額でございます。前年度の補助金の精算返還金でございます。

3目保健福祉費は14万7,000円の増額でございます。障害児通所支援事業所継続支援事業費補助金14万7,000円の予算計上でございます。こちらのほうの財源は、県の補助金11万3,000円を充当しております。

4目老人福祉費45万7,000円の増額でございます。老人福祉費一般では、せせらぎ荘のエアコンで13万7,000円、高齢ドライバー安全対策事業では、ペダル踏み違いの防止ということで32万円の予算計上でございます。

次のページをお願いします。

2項1目児童福祉総務費、補正額は33万2,000円の増額でございます。事業用消耗品ということで、消毒液や除菌シート、マスク等々の購入費でございます。財源につきましては、国からの子ども

も・子育て支援の交付金を充当しております。

2 目認可保育所費37万3,000円の増額でございます。みつば保育園運営費で、テーブル6台と椅子5台を購入する費用でございます。

4 款 1 項 2 目予防費、補正額2万8,000円の増額でございます。広域がん検診助成金でございます。財源につきましては、県補助金を充当させていただきます。

次のページをお願いいたします。

4 目保健福祉センター費でございます。補正額はゼロ円でございます。保健福祉センター費で、こちらにつきましてはN T Tからの負担金を1万5,000円その他で充当させていただきまして、一般財源をその分減額するものでございます。

5 目環境対策費、補正額は3万6,000円の増額でございます。説明欄を御覧ください。こちらのほうは県補助金の追加によりまして、その分を補正するものでございます。自然保護事業につきましては財源補正ということで、その他欄にありますふるさと基金からの繰入金を100万円減額して、臨時交付金を50万円と一般財源50万円で財源充当するものでございます。

続いて、6 目廃棄物対策費でございます。131万7,000円の増額でございます。一般廃棄物対策事業につきましては、こちらについては財源補正で、ふるさと基金の充当ということで財源のほうでその他欄に100万円、ふるさと基金を充てさせていただきまして、一般財源を100万円減額するものでございます。次の産業廃棄物対策事業では、産廃収集運搬委託料ということで、下野のパチンコ台の分を県の補助金を受けて撤去を実施するものでございます。費用が131万7,000円の増額でございます。特定財源のところで、県からの交付金が65万8,000円充当させていただいております。

6 款 1 項 3 目農業振興費、補正額ゼロ円で、こちらのほうも財源補正でございます。農業委員会の補助金を農地銀行活動事業のほうに充当するものでございます。

5 目山村振興事業費でございます。補正額は127万4,000円の増額でございます。施設修繕料ということで、白川茶屋の配水の修繕、野菜村の厨房と入り口のドアの修繕費でございます。

2 項 2 目林業振興費、補正額は329万円の増額でございます。有害鳥獣捕獲事業では、鳥獣被害対策実施隊の報酬1万円掛ける29人分で、29万円の増額でございます。村有林管理事業につきましては、尾城山休憩施設改修工事ということで、床の張り替え費用としまして60万円の予算計上でございます。林業活性化担い手育成事業につきましては、補助金のほうを240万円追加させていただくもので、これは対象者が2人増えたという内容でございます。特定財源につきましては、森林環境譲与税の基金からの繰入れを240万円予定しております。

7 款 1 項 2 目地域づくり推進費につきましては、補正額は100万3,000円の減額でございます。説明欄を御覧ください。こもれびの里総合管理事業につきましては、181万4,000円の減額でございます。ふるさと企画の事業の再編に伴いまして、委託料のこもれびの里指定管理料240万円を減額するものでございますし、工事請負費としまして、こもれびの里屋根等修繕工事をして58万6,000円を増額させていただくものでございます。地域おこし協力隊事業につきましては、81万1,000円の予算計上ということで、隊員募集に係る費用を増額させていただくものでございます。費用弁償に

つきましては、応募者の費用弁償でございます。13万6,000円でございます。事業系消耗品が7万円と来村者の賄い費として1万円。次のページを御覧ください。募集委託料として65万8,000円の委託料を予算計上でございます。

8款2項1目道路橋梁維持費、補正額は1,455万円の追加でございます。道路橋梁維持事業ということで、委託料では村道日照木等除去委託料で750万円、国県道日照木等除去委託料で220万円、木屋下線道路改良積算委託料50万円、村道維持修繕工事400万円につきましては4路線分の費用でございます。補償費としまして、日照木等補償費が35万円の予算計上でございます。こちらにつきましては、特定財源、県からの補助金112万5,000円と、臨時交付金のほう850万円の予算を充当しております。

9款1項3目災害対策費、補正額は20万円の増額でございます。下の欄、27ページの一番上になりますけれども、手数料ということで防災備蓄倉庫移設手数料でございます。柏本の正風館の裏にあります防災倉庫を五加サロンのほうに移設する手数料でございます。

10款1項2目事務局費、補正額ゼロ円で、こちらは財源補正でございます。学校臨時休業対策補助金4万4,000円を充当し、一般財源をその分減らすものでございます。

2項2目教育振興費、補正額は7万7,000円の増額でございます。小学校の修学旅行のバス借上料を、ジャンボタクシーから密を避けるために小型バスに大きくしたということで、その分の差額を予算計上させていただくものでございます。

11款1項1目農業用施設災害復旧費、補正額は440万円の予算計上でございます。特定財源につきましては、地方債の90万円と分担金37万円の予算を充当しています。次のページをお願いいたします。内容につきましては、工事請負費で、村単農地災害復旧工事につきましては300万円の予算計上で、これは5か所分でございます。村単農業用施設災害復旧工事につきましては140万円の予算計上で、4か所分の費用でございます。

2項1目道路橋梁災害復旧費、補正額は670万円の予算計上でございます。工事請負費で公共道路災害復旧工事600万円につきましては、鳥屋ヶ根線と柏本・宮代線の工事費用でございます。村単道路災害復旧工事70万円につきましては、中谷線の費用でございます。特定財源で、国からの負担金400万2,000円と、地方債の起債を260万円充当しております。

2目河川災害復旧費につきましては、320万円の予算計上でございます。村単河川災害復旧工事ということで4か所分を予算計上しております。こちらについては、地方債を320万円予算計上する予定でございます。

一般会計は以上でございます。

○議長（樋口春市君）

村民課長 安江修治君。

○村民課長（安江修治君）

議案第48号 令和2年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。令和2年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ286万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,512万3,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和2年9月8日提出、東白川村長。

2ページからの歳入歳出予算補正と5ページからの事項別明細書を省略させていただきまして、7ページから説明させていただきます。

2. 歳入。

5款1項1目一般会計繰入金、補正額57万1,000円の追加になります。説明欄を御覧いただきますと、法定外繰入分は、平成30年度保険給付費の県への返還金として一般会計から繰り入れるものでございます。

5款2項1目国民健康保険基金繰入金、補正額86万5,000円の追加になります。こちらも同じく平成30年度の保険給付費の県への返還金ということで、充当分を基金から繰り入れるものでございます。

6款1項1目繰越金、補正額142万9,000円の追加になります。前年度繰越金として収支のバランスを取るものでございます。

次のページを御覧ください。

3. 歳出。

7款1項3目保険給付費等交付金償還金、補正額286万5,000円の追加になります。説明欄を御覧いただきますと、保険給付費等交付金償還金として前年度の給付費の余剰金を県へ返還するものでございます。

国民健康保険特別会計は以上になります。

続きまして、議案第49号 令和2年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第2号）。令和2年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,574万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,140万3,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和2年9月8日提出、東白川村長。

2ページからの歳入歳出予算補正と5ページからの事項別明細書を省略させていただきまして、7ページから説明させていただきます。

2. 歳入。

4款1項1目介護給付費交付金、補正額60万9,000円の追加でございます。説明欄を御覧いただきますと、介護給付費交付金前年度精算金は、30年度分の支払基金からの交付額の不足していた分を精算金として追加交付を受け入れております。

7款1項1目繰越金、補正額2,514万円の追加になります。説明欄では、前年度の繰越金で、こちらは収支のバランスを取るものでございます。

次のページを御覧ください。

3. 歳出。

4款1項1目介護給付費準備基金積立金、補正額966万3,000円の追加になります。説明欄のほうでは、介護給付費準備基金積立金は、前年度の保険料充当分の残金を積み立てるということで補正をしております。

7款1項2目給付費償還金、補正額816万円の追加になります。説明欄を御覧いただきますと、給付費償還金は、国の負担金468万5,000円、給付費の県負担金が347万5,000円ということで、前年度の精算による返還金になります。

3目交付金償還金、補正額157万2,000円の追加になります。説明欄のほうでは、地域支援交付金償還金は、国の交付金からは67万1,000円、県の交付金が38万4,000円ということで、もう一つ、支払基金のほうからも51万7,000円で、こちらも前年度の精算ということで返還をしております。

7款2項1目一般会計繰出金、補正額635万4,000円の追加になります。説明欄のほうでは、一般会計繰出金は前年度に繰り入れました介護給付費地域支援事業等の精算によります返還金になります。

介護保険特別会計は以上になります。

○議長（樋口春市君）

診療所事務局長 河田孝君。

○国保診療所事務局長（河田 孝君）

議案第50号 令和2年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第2号）。令和2年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ545万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,492万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和2年9月8日提出、東白川村長。

2ページ、3ページの第1表 歳入歳出予算補正、5ページ、6ページの事項別明細書の総括の朗読を省略させていただきまして、7ページ、歳入から説明をさせていただきたいと思います。

2. 歳入。

1款1項3目外来収益、補正額153万1,000円の増額。外来収益に、コロナウイルス検体検査60人分を追加したものです。

次に、3款2項2目新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金、補正額385万8,000円の増。説明欄を御覧ください。新型コロナウイルス対策として、医療機関や介護施設で働く人を対象にした慰労金交付事業の医療分が105万円、介護分が120万円、医療機関や介護施設での感染拡大防止対策や診療体制確保に要する経費、いわゆる掛かり増し経費の補助として医療部門へ100万円、介護部門へ60万8,000円、合計385万8,000円となるものでございます。

次に、6款1項1目繰越金、補正額23万8,000円の減額。前年度繰越金でございますが、収支の

バランスを取るためのものでございます。

次に、8款1項1目指定寄附金、補正額30万円の増額。診療所施設整備指定寄附金を中谷、田口みち子様をはじめ3名の方から頂いたものでございます。

次のページを御覧ください。

次に、9ページでございます。

3. 歳出。

1款1項1目一般管理費、補正額225万円の増額。総務一般管理事業の補助金として慰労金を支出するもので、医療従事者21名分、介護従事者24名分、1人当たり5万円を支出するものでございます。なお、対象期間としては、岐阜県では2月18日のチャーター便及びクルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」から患者を受け入れた日から6月30日までの間とし、その間に10日以上勤務した者が対象となるものでございます。

次に、2款1項1目、医業費、一般管理費、補正額17万2,000円の増額。共済費、職員共済組合追加負担金の増額でございます。

次に、2款1項2目医療管理費、補正額211万5,000円の増額。説明欄を御覧ください。10節需用費105万9,000円の増額、診療用一般診療材料費で、感染拡大防止対策や診療体制確保のため例年以上に費用がかかった掛かり増し分や、今後必要と見込まれる医療分の消耗品を購入するもので、マスク、手袋、ガウン、手指用アルコール、環境用アルコール等を購入するものでございます。12節委託料105万6,000円の増額。コロナ検体検査業務委託料で、検査機関である中濃PCRセンターと下呂温泉病院に支払うものでございます。

次に、3目介護管理費、補正額61万4,000円の増額。先ほどの医療分の消耗品と同様、介護分の消耗品を購入するものでございます。

次に、3款1項1目基金積立金、補正額30万円の増額。先ほど歳入で御説明いたしました御寄附につき、医療設備等整備基金積立金に積み立てるものでございます。以上でございます。

○議長（樋口春市君）

村民課長 安江修治君。

○村民課長（安江修治君）

議案第51号 令和2年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。令和2年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,520万8,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和2年9月8日提出、東白川村長。

2ページからの歳入歳出予算補正と5ページからの事項別明細書を省略させていただきまして、7ページから説明させていただきます。

2. 歳入。

5款2項1目雑入、補正額22万円の追加になります。説明欄を御覧いただきますと、広域連合からの保健事業費の負担分の前年度還付金になります。

6款1項1目繰越金、補正額1,000円の追加になります。前年度の繰越金で収支のバランスを取るものでございます。

次のページを御覧ください。

3. 歳出。

4款1項2目償還金、補正額22万1,000円の追加になります。説明欄を御覧いただきますと、広域連合負担金償還金は、前年度の精算金を一般会計へ繰り出すということで補正を組んでおります。以上になります。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

5番 今井美道君。

○5番（今井美道君）

一般会計の19ページになります。

2款1項、たくさんありますので、ページで言わせていただきますが、下から2項目め、避難所等環境改善事業というところの補助金で、一番下の欄に、前回の全協の折に新型コロナ臨時交付金の話の説明をいろいろ受けておるんですが、この一番下の家庭用防災発電機器購入補助金についての説明が、僕の記憶の中ではなかったかなというふうに思いますので、これは非常に村民にとってありがたい話ですけれども、ここの詳細の説明と、財源がコロナ臨時交付金になるのか、村単になるのかということと、今年度限りの事業になるのか、これについてお伺いしたいと思います。

○議長（樋口春市君）

総務課長 今井明德君。

○総務課長（今井明德君）

すみません、私のほうでこの前の全協の折に内容を説明したと思っておりましたので、少し落としておるということで申し訳ありません。

この事業につきましては、各御家庭のほうに新しく発電機を買っていただいた方について上限5万円で補助させていただくもので、内容的には、もし災害等が起こった場合に、その補助金を受けて御協力いただいた発電機については、避難所のほうにお持ちいただけるとありがたいですというような項目で、自分でも使える、皆さんでも使えるというような理由で補助させていただくものにしております。

額については上限5万円で、60台を今回予算化させていただきます。これにつきましては、事業の財源は交付金を充てるというふうで予算計上しておりまして、もしこれが、非常に台数が増えれば、補正等でまた対応させていただきたいと思ひますし、来年度以降については、財源のことがあ

りますので、少し協議させていただきたいと思います。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋口春市君）

5 番 今井美道君。

○5 番（今井美道君）

これについては非常にありがたい話かなと思います。逆に言うと、前回大規模停電のあったときなどに発電機を探された方であるとか、公共のやつを借りてはいけないかというような問合せもあったかと思うしますので、こういったことを、住民の皆さんが真剣に自分の自助ということで取り組んでいくことに補助がいただけるということは非常にありがたいかなと思いますし、広報していただくと、台数がこの60台で本当に足りないということもありますので、その辺りも検討いただいて、できれば来年以降も続けていただけるような方針にしていけるとありがたいかなと思います。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

4 番 今井美和君。

○4 番（今井美和君）

一般会計16ページの新型コロナのふるさと便事業について質問します。

ふるさと便事業、マイナス44万5,000円ということで見込みよりも少なかったわけですが、この事業については、村人会の皆様と村から離れた学生さんたちに村の特産物を送るという事業だったと思うんですけど、このマイナスになった理由をちょっと聞きたいんですが、見込みと結果がどれくらいだったかということを、数字を教えていただければありがたいです。

○議長（樋口春市君）

総務課長 今井明德君。

○総務課長（今井明德君）

ふるさと便事業につきましては、村人会の会員の方と、村内出身でコロナで帰れなかった高校生の方、大学生の方対象ということで、村人会の方につきましては対象者が分かっておりますので、170人の方に配付させていただいております。

学生さんのほうですけれども、こちらのほうで住所等分かりませんので、チラシ等で周知させていただいて、一応計画の段階では、高校生の方で62名ほど、それから大学生の方で94人ぐらいいらっしゃるんじゃないかということで、予算計上の段階では、高校生の62人のうちの43人ぐらいの予算計上、大学生のうちでは、もう少し多い94人のうちの85人分を根拠としまして予算計上させていただきました。

実際応募があった学生の方については、両方で43名の方の応募ということで、今回非常に希望者が少なかったということで減額となりますので、御理解いただきたいと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（樋口春市君）

4 番 今井美和君。

○4 番（今井美和君）

なかなか難しい予算計上だったと思うんですけど、43名の方が送ってほしいという住所の申込みがあったということは、それだけ期待があったということなんですけれども、村人会の皆様へ送られたこのふるさと便事業について、村長にお伺いしたいんですけれども、ある程度村の意思は伝わった、効果はあったと思われるか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

送りましたところ、たくさんのお礼のお手紙、メール、それから、直接ふるさと企画でまた物品を買ったよとかいうようなお電話とか、非常にたくさんの方々から感謝の言葉をいただきました。3つの団体の会長さんからも、名前だけといったような会員さんも多かった中で、今回世帯ごとに全員に送ったということで、一同村人会に入っておってよかったというような見直しにもなったということで、大変効果が大きかった事業です。

ちょっと拾ってはおりませんが、先ほども言いましたように、このことでまた村内でお買物していただけたというようなこともありますし、何よりも絆がもう一度見直されたと。職員が書いてくれたんですけど、私の頑張ってくださいというお手紙に涙を流したというようなはがきも何通も来まして、大変うれしく私も思った事業でありました。以上です。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

3 番 安江健二君。

○3 番（安江健二君）

24ページの一般会計の5番の廃棄物対策費というところで、私、長いこと勤めておりましたけれども、十四、五年ここにいなかったということもありますので、この下野のパチンコ台の件なんですけれども、こうなっただけで、こういったものをどういうふうに処分するかというふうなところを詳しくお聞きしたいというふうに思います。

○議長（樋口春市君）

建設環境課長 有田尚樹君。

○建設環境課長（有田尚樹君）

この経緯については、前回の全員協議会でも御紹介をさせていた案件でございますが、下野地内のパチンコ廃材については、一時期、村内の空き倉庫にパチンコ廃材を仮に置くというような措置がありました。その業者さんが結局廃業されたというか、頓挫して、いわゆる業務ができなくなっ

たと。そして、それぞれの地域、下呂、白川、そして東白川、多くの市町にそういった問題があるということで、それらの地域の方々が協議会みたいなをつくって、対策して処理をやっていったわけですが、東白川にも、この下野のパチンコ台以外にも数か所ございました。それは、そういった対策協議会のほうで順次処分、処理をされたわけですが、なぜかこの下野のパチンコ廃材だけ残ってしまったというような状況でございます。

なぜ県の補助金を使って処分するかということについては、今、野積み状態で白川沿いに積んであるので、災害時、地震もしくは大きな台風があったときに、清流の白川のほうに流れ込むおそれがあるので、県の指導もあって、2分の1の補助金を頂いて処理をさせていただくものでございます。以上です。

○議長（樋口春市君）

ほかに。

〔挙手する者あり〕

3番 安江健二君。

○3番（安江健二君）

多分、協議会はそういうことをやっていたと思いますけれども、地元でもそれに関わっていた方が見えるのではないかと思いますけれども、その方の責任というものはないでしょうか、どうでしょうか。

○議長（樋口春市君）

建設環境課長 有田尚樹君。

○建設環境課長（有田尚樹君）

一部、そのことに関して関与された方も見えますが、実際問題、資金的に対策同盟のほうにもお金を出しておったし、それ以上、自分らのほうにも資金がないので撤去できませんというようなことで、その方の相続人の方も、そういうふうに県のほうに報告されているというような状況になっております。

そして、今この土地と建物についてであります。土地については、その会社が既に存在しない会社になっておりますし、建物の所有者については、それはお貸ししたので、貸した倉庫の借主のほうで処分するものではないかというようなことで、私、その建物の所有者は、自分のほうでは処理できないというふうに聞いております。あくまでもこれを持ったのは、持ち込んだ業者が持ってきたということでございますので、御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

2番 安保泰男君。

○2番（安保泰男君）

国保診療所の特別会計の9ページのところで、総務費の中で、今回コロナがあって、医療機関の

方が非常な努力で抑えつけをしていただいて、収まっていますけれども、この予算を計上されているということは、これに該当された方が現状あるのか、今後もこういうことがあるので、こういうふうな予算立てをされたのか、この間の一件を含めて、ちょっと教えていただければと思います。

○議長（樋口春市君）

診療所事務局長 河田孝君。

○国保診療所事務局長（河田 孝君）

慰労金の質問だったと思うんですが、慰労金の給付対象については、都道府県から役割を設定された医療機関で勤務し、一般の患者と接する医療従事者や職員の方たちで、なおかつコロナに感染した患者さんに対応した医療機関の職員に対しては、1人20万円の慰労金が出されます。それから、都道府県から役割を設定された医療機関であって、いわゆるコロナの患者さんとは接しない、一般の患者さんとはしか接しない方については10万円の慰労金が出されます。それから、それ以外の全く県からそういう役割とかがなくて、いわゆる一般の医療機関ですが、一般の医療機関で、もちろんコロナの感染症の方と対応するとかしないとかということと全然関係なしに、通常の医療業務を行った方、あるいは介護業務を行っておる施設の職員さんを対象にも5万円ということですので、今回の場合は、村で発症しましたコロナの患者さんとかということは一切関係なしに、その前にもう決まっていたことでしたので、今回そういうふうで慰労金を補助金として出すというようなことにさせていただきました。

〔挙手する者あり〕

○議長（樋口春市君）

2番 安保泰男君。

○2番（安保泰男君）

確かにそういうふうだと思いますけど、実際にこれに該当される方は、今現在では、この間の件を含めてお見えになられるのかどうか、ちょっとお伺いしたかったんですが。

○議長（樋口春市君）

診療所事務局長 河田孝君。

○国保診療所事務局長（河田 孝君）

すみません。今回、先ほどに言いました診療所で21名分と介護老人保健施設のほうで25名分というのは全員に支給しますので、全員に支払いをするものでございます。この内訳でございますが、医師とか看護師、介護職員はもちろんでございますが、医療事務、委託業務で入っておりますが、アウトソーシングで入っている医療事務の職員も、それから給食業務に携わっております職員も全員含まれておりますので、人数が多いということで、もう一つは、先ほど言いました期間ということで、3月までにお辞めになられた方も、その期間で10日以上お勤めになった方はほとんどというか、全員ですけれども、その方たちも含めてということになりますので、今回人数がちょっと多くなっております。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

6 番 桂川一喜君。

○6 番（桂川一喜君）

一般会計の26ページの商工費になります。最上段になります。地域おこし協力隊事業における委託料ということで、先ほどの説明の中には入っていなかったんですかね、委託先が多分ホームページの制作等の委託じゃなかったかと思いますけれども、この委託料というのは、今回は補正で出てきているわけなんですけど、毎年のように地域おこし協力隊を募集しているうちの村としては、当初予算ではなくて、あえて補正だったということの説明と、もう一個は、結構な金額だと思うんです、ホームページの制作料としましては。そうすると、これは効果的かどうかということの説明と必要性がどうかということもちょっとお答えいただければと思います。

○議長（樋口春市君）

地域振興課長 村雲修君。

○地域振興課長（村雲 修君）

地域おこし協力隊の補正内容、特に委託料につきましては、昨年度も事業をやらせてもらったときに、日本仕事百貨さんというホームページを制作するところに委託させていただきました。今回の補正の委託先も、想定されるここになる予定をしております。

効果的には、やはり昨年度3人の募集をさせていただいて、このホームページによるPRは非常に効果があったと思います。閲覧数がかなり多く、募集期間が終了しても、まだそのページは残っており、継続的に効果があった。なおかつ、村のホームページも活用しておりますので、村のホームページも併せて両方でいくというような形を取っています。そういうことで、委託先としてはこの方法で考えさせていただいています。

あと、当初予算に立てること、今回補正でということにつきましては、当初の予定では、事業内容等が、決算のところが見えてこない、ちょっと現場のところへの補充という大変ですけど、従事する職員の不足が十分見込めないところがございました。決算をここら辺まで終えてきたときに、みのりの郷、ふるさと企画等には引き続き従事する人を増やすというような対策が必要かということが考えられるようになってきました。なので、当初の段階ではまだちょっとそこまでの読みができなかったことによって、今回補正で計上させていただくという形を取らせていただきました。以上です。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

少し私の考えを補足させていただきます。

今課長が説明したとおりで、事務を新しく起こしたわけなんですけど、御案内のとおり、ふるさと企画の経営改善の中で、負け事業を何とか収益事業に上げていきたいという需要がこのところ

へ来たというところで、1人は山に生きる会の業務をできる限りふるさと企画の業務に移行できないかというもくろみを持っております。その中で、向こうの代表とも相談をしながら、新しい労働力として、3年間地域おこし協力隊をふるさと企画の社員として派遣をして、山に生きる会の業務を少しずつふるさと企画のほうへ移していけないかと。それは山に生きる会が望んでみえるということで協議が出来上がったので、補正予算にしたと。

もう一件は、お茶の改革をずうっとやっておりますし、それからライスセンターの運営等もやっておるみのりの郷なんですけれども、ここもオペレーターの不足ですとか、高齢化、それから議員さんからも指摘を受けたことがあるわけですけど、私、よく4人の侍とか、5人の侍とか言うんですけど、かなり集約して茶畑を施業してみえる方が見えるわけです。こういうところが、後継者を自分のところでなかなか育成できていけないという状況が前から課題として上がっていましたので、あと2人——一応予定は2人としておりますけれども——みのりの郷に農業の後継者として地域おこし協力隊の制度を使って3年間修行してもらって、現在の隊員OBのように、いわゆる勤めながら農業を覚えていくという形でないと、なかなか農業だけで起業していくというのは厳しいというお話はよく出てくるわけなんですけど、このために今回の補正で募集に着手をして、来年度当初から何とか確保していけないかという思いで指示をして、この予算を立てたところでありますので、そういう御理解をいただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋口春市君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

補正の件ですとか、趣旨につきましては理解しました。

ちょっと財源についての質問になりますけれども、地域おこし協力隊事業という事業名で起きていますけれども、協力隊そのものの事業におきましては、一般財源から一旦支出して、交付金措置等で補填していただけるような仕組みになっていると思いますけど、こういう募集に関してかかった費用等はどうなっているのか、ちょっとお聞きいたします。

○議長（樋口春市君）

地域振興課長 村雲修君。

○地域振興課長（村雲 修君）

御質問の内容についてお答えします。

今、質問のあったとおり、財源につきましては交付金が充てられるということで、募集についても対象になります。事業内容は、委託料等は十分対象になりますし、若干対象にならない部分もありますが、その辺は交付金事業項目に対応するものは充てていきますので、その予定であります。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第47号 令和2年度東白川村一般会計補正予算（第5号）から議案第51号 令和2年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）までの5件について一括して採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第47号 令和2年度東白川村一般会計補正予算（第5号）から議案第51号 令和2年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）までの5件については、原案のとおり可決されました。

それでは、ここで暫時休憩とします。この時計で11時半から会議を再開したいと思います。

午前11時22分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（樋口春市君）

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議案第52号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第18、議案第52号 財産の取得についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 今井明德君。

○総務課長（今井明德君）

議案第52号 財産の取得について。次のとおり財産を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び東白川村議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。令和2年9月8日提出、東白川村長。

記1. 財産の名称・数量並びに設置場所。名称、庁内ネットワークサーバー設備。数量、1式。設置場所、東白川村神土548番地ほか3か所。2. 取得の目的、サーバー設備の老朽化に伴う更新取得。3. 取得の方法、指名競争入札。4. 取得予定価格、1,439万9,000円。5. 購入先、株式会社インフォファーム。

説明資料をつけておりますので、御覧いただきたいと思います。

購入名につきましては、第四次庁内ネットワーク機器購入でございます。納入場所、神土548番地ほか3か所ということで、役場と保健センター、小学校、中学校の4か所でございます。納入期限は、本契約日から令和3年3月19日までの期限になります。工事概要でございますが、購入の目的は、前回更新から5年を経過して、各機器の耐用年数を迎えるための機器の更新でございます。購入数量はサーバーが4台、ソフトウェアが1式、各フロアのスイッチが6台ほかでございます。指名業者につきましては、御覧のこちらの名簿にあります4者を指名しまして、株式会社インフォファームが最低入札価格を示したものでございます。

財産取得は以上でございます。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第52号 財産の取得についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第52号 財産の取得については、原案のとおり可決されました。

◎同意第25号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第19、同意第25号 東白川村教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

同意第25号 東白川村教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて。次の者を東白川村教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。令和2年9月8日提出、東白川村長。

記、氏名、安江章吉、生年月日、昭和31年〇月〇日生まれ、住所、東白川村越原〇〇番地、任期、令和2年10月1日から令和6年9月30日まで。

再任の理由を申し述べさせていただきます。

現教育委員 安江章吉氏には、平成31年4月から、当時教育長に就任をされた神戸誠元教育委員の残任期間を1年半にわたって務めていただきました。このたび任期の終了を迎えられますが、引き続き教育委員を務めていただくよう、再任したいと考えております。

御存じのように、安江章吉氏は、森林組合職員として長年にわたり活躍され、その後も山に生きる会のリーダーとして地域の発展に献身的に取り組んでおられます。これまで同様、優れた広い見識と豊富な経験から、村の教育に関し、様々な方向からの御示唆をいただけるものと考えます。また、温厚で誠実なお人柄は村民の皆様からの信頼も厚く、教育委員を継続していただくことは最適だと判断しております。御本人の内諾もいただいておりますので、御同意くださるようお願いを申し上げます。以上です。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから同意第25号 東白川村教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第25号 東白川村教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

◎発議第1号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第20、発議第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書についてを議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

5 番 今井美道君。

○5 番（今井美道君）

発議第 1 号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について。次の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

別紙の提出意見書を読み上げさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避け難くなっている。

地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想される。

よって、国においては、令和 3 年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記 1. 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

2. 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。

3. 令和 2 年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。

4. 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性等を厳格に判断すること。

5. 特に、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和 2 年 9 月 8 日、東白川村議会議長 樋口春市。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣、まち・ひと・しごと創生担当大臣宛てとします。

以上が、提出する意見書についてになります。令和 2 年 9 月 8 日提出、提出者、今井美道、賛成者、今井美和、同じく桂川一喜。

以上、御賛同お願いいたします。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

◎発議第2号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第21、発議第2号 地域の実情に応じた経済対策を求める意見書についてを議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

発議第2号 地域の実情に応じた経済対策を求める意見書について。次の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

提出しようとしている意見書について読み上げさせていただきます。

提出先を衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、国土交通大臣を予定として、提出元を議長名で提出させていただく意見書になります。

地域の実情に応じた経済対策を求める意見書。

2027年リニア開業予定に向け、地域づくりの基盤となるインフラ整備事業についてはこれから本格化していく状況にあり、安全で円滑に通行できる地域間幹線道路や生活道路の整備が急務となっていることに加え、自然災害に対する事前防災・減災対策、通学路の安全対策や既存道路インフラの老朽化対策など、新たな課題にも直面しています。

令和2年8月17日内閣府発表によると新型コロナウイルス感染症の影響でGDPは戦後最悪の27.8%減（速報値）と大幅な落ち込みがあり、我が国経済への影響が甚大であります。よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税改正の検討に向け、これまでにない思い切った地方財政措置を求めるとともに、下記の事項について強く要望します。

記1．頻発、激甚化する災害に対し、地方自治体が国土強靱化地域計画を推進する及びリニア開業に合わせ道路整備等を計画的かつ着実に実施するため、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が令和2年までの限定的な措置のため、対策の継続や対象事業の拡大を早期に決定すること。

2．地方の資金調達に配慮した経済対策の迅速かつ円滑な実施のために平成21年度補正予算で行われた「地域活性化・公共投資臨時交付金」（9／10）のような交付金制度を創設し、防災・減災、国土強靱化の取組を一層加速させ、地方独自の発想で公共投資を行うことを通じて需要の拡大を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和2年9月8日、東白川村議会議員 樋口春市。

以上の意見書について、当議会として提出したいと思っておりますので、皆さんのお計らいをお願いしたいと思います。

提出者、桂川一喜、賛成者、安江健二、賛成者、今井美道。

以上になります。よろしくお願いいたします。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第2号 地域の実情に応じた経済対策を求める意見書についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第2号 地域の実情に応じた経済対策を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

◎発議第3号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第22、発議第3号 新型コロナウイルス感染症に係る新たな支援制度の創設を求める意見書についてを議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

発議第3号 新型コロナウイルス感染症に係る新たな支援制度の創設を求める意見書について。次の議案を別紙のとおり議会規則第14条の規定により提出する。

意見書を読ませていただきます。

新型コロナウイルス感染症に係る新たな支援制度の創設を求める意見書。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、医療機関は、その対応に奔走し、介護施設、介護事業所（以下「介護施設等」という。）は、感染におびえながら介護を提供している。こうした中、多くの医療機関では、患者が感染を恐れ、外来の受診を控えたことにより、患者数が減少するとともに、介護施設等でも、感染を恐れた利用者及び新規利用者の減少が起きている。また、感染症患者受入れ医療機関では、感染者のための専用病床の確保、医師及び看護師等の特別勤務体制を整えたことから、入院患者の受入れが減少するとともに、手術、検査、健康診断の先延ばし等が起きている。

これらのことにより、医療機関及び介護施設等の収入が大幅に減少し、厳しい経営を強いられている。

よって、国におかれては、新型コロナウイルス感染症の影響から医療機関及び介護施設等を守り、安全、安心な医療、介護を維持するため、下記事項について至急対応されるよう強く求める。

記1. 医療機関及び介護施設等の事業の継続に資する新たな支援制度を創設すること。

2. 医療機関及び介護施設等で働く人々の雇用の安定が確保できるよう手だてを取ることを。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和2年9月8日、東白川村議会議長 樋口春市。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣。

令和2年9月8日提出。提出者、今井美和、賛成者、安保泰男、同じく賛成者、今井美道。東白川村議会議長 樋口春市様。よろしくお願いいたします。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第3号 新型コロナウイルス感染症に係る新たな支援制度の創設を求める意見書についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第3号 新型コロナウイルス感染症に係る新たな支援制度の創設を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。午後は1時から会議を再開いたします。

午前11時50分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（樋口春市君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

◎認定第1号から認定第7号までについて（提案説明）

○議長（樋口春市君）

日程第23、認定第1号 令和元年度東白川村一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第29、認定第7号 令和元年度東白川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまでの7件を決算認定関連として一括して議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

認定第1号 令和元年度東白川村一般会計歳入歳出決算認定について。令和元年度東白川村一般会計歳入歳出決算認定（別冊）は、東白川村監査委員の審査の結果相違ないので、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付する。令和2年9月8日提出、東白川村長。

認定第2号 令和元年度東白川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。以下は同文でございますので、省略をさせていただきます。

認定第3号 令和元年度東白川村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第4号 令和元年度東白川村簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第5号 令和元年度東白川村下水道特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第6号 令和元年度東白川村国保診療所特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第7号 令和元年度東白川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

以上であります。

それでは、令和元年度決算説明書という資料を朗読してまいりますので、お願いをいたします。

令和元年度決算説明

本日、ここに東白川村議会第3回定例会に、令和元年度一般会計並びに特別会計6会計（国保、介護、簡水、下水、国保診療所、後期高齢）の決算認定議案を提出し、令和元年度における村政の概要と予算執行の結果を御報告いたします。

平成から新しく令和の時代となり、立村130周年という記念すべき年を年間を通じて記念イベントや記念式典を開催し、村民の皆様と共にお祝いすることができました。特筆すべき事業としましては、平成27年から検討を進めてまいりました国保診療所、介護老人保健施設の下野地区へ新築移転事業、また、落雷による停波やインターネットの速度の問題などで長年の念願でしたCATVネットワークの光ファイバー化事業、この2つの大事業が完成したことは村民の皆様の生活への影響も大きく、豊かな村づくりの基盤整備ができました。

また、先人より受け継いだ山林や農地はもとより、道路、橋梁などのインフラや史跡、郷土芸能などの文化的資産も併せて善良に管理し、これらを発展、維持保全することができました。

本村の基幹産業である農業、林業、木材関連産業の振興には、引き続き労力と予算を投入してまいりましたが、社会情勢の変化も大きく、常に検証し、時代のニーズに即した軌道修正も必要であることを感じた1年となりました。

年度末には新型コロナウイルス感染症の蔓延が始まり、コロナと共生する社会と言われる未知の時代へ突入し、社会生活、経済活動に大きな影響が出てまいりました。しかし、1年間を振り返れば、令和元年度は幸いにも大きな災害もなく各種事業が実行できましたことは、議員の皆様をはじめ、村民各位の多大なる御尽力のたまものであり、厚く感謝を申し上げます。

なお、各会計決算総額等の状況は、決算書記載のとおりでありますので、以下、決算についてその概要を申し述べます。

第1 一般会計

令和元年度予算は、年度中途の補正や繰越事業を加えた最終予算総額が34億2,360万8,000円で、前年度より3.3%減となりました。

決算収支では、歳入歳出差引残額から翌年度へ繰り越す財源を差し引いた実質収支は、3億2,171万4,000円となっております。

歳入では、まず自主財源に注目してみますと、その主体であります村税では、村民税は減少しましたが、固定資産税や軽自動車税の増加により、前年度並みの2億167万2,000円となっております。徴収率では、普通税全体で前年度より0.1%増の96.7%になりました。滞納額につきましては、前年度より25万5,000円少ない666万9,000円となりました。今後も徴収が見込めない滞納については、適正な不納欠損を実施するとともに、滞納整理につきましても努力いたしてまいります。

分担金及び負担金は、前年度より増となりましたが、これは主にライフライン保全事業分担金な

どの増加によるものです。

使用料及び手数料は、前年度より減少しております。

財産収入は、前年度より増となりましたが、これは主に（株）東白川の建物貸付料、霊柩車売払収入の増加によるものです。

寄附金は、前年度より減少となりましたが、これは主にふるさと思いやり基金指定寄附金の減少によるものです。

繰入金は、前年度より大幅な減少となりましたが、これは主に前年度の医療・福祉ゾーンの移転工事に係る社会福祉医療施設等整備基金からの繰入れが減ったことによるものです。

繰越金は、前年度より1,997万4,000円の減となりました。

自主財源の総額は、諸収入を含め8億1,111万5,000円で、歳入総額の23.1%を占め、前年度より23.2%減となりました。

次に依存財源に注目してみますと、歳入全体の39.5%を占めます地方交付税については、普通交付税は前年度より1,019万6,000円増、特別交付税は主に国保診療所算定分が増額となったため、前年度より1,295万7,000円の増加となりました。合わせて地方交付税は、前年度より2,315万3,000円の増加となりました。

地方譲与税や各種交付金は、前年度より増となりましたが、これは主に森林環境譲与税が増額となったためです。

国庫支出金は、前年度より約1億500万円の増加となりましたが、これは主にケーブルテレビ事業者の光ケーブル化緊急対策事業補助金などの増額によるものです。

県支出金は、前年度より増加となりましたが、これは主に県単林道事業補助金や県単治山事業補助金などの増額によるものです。

村債は、前年度よりおよそ5億5,400万円の増加となりましたが、これは主に医療・福祉ゾーン整備事業やCATV情報通信基盤施設FTTH整備事業などの増額によるものです。

依存財源の総額は、27億515万6,000円で、歳入総額の76.9%を占め、前年度より35.9%増となりました。

次に歳出では、決算総額31億8,532万円で、前年度より16.9%増となりました。

このうち人件費、扶助費、公債費の義務的経費は、全ての科目で増加したため、前年度より2.8%増となりました。

繰出金は、前年度より11.4%増となりましたが、これは主に医療・福祉ゾーンの移転工事に係る国保診療所特別会計への繰り出しが増加したためです。

投資的経費は、前年度比108.7%の増となりましたが、これは主にCATV情報通信基盤施設FTTH整備事業などで増加したものです。

積立金、投資及び出資金、貸付金の留保的経費では、前年度より16.3%増となりましたが、これは主に農用地等保全対策基金積立金が増加したものです。

以上が一般会計の決算概要です。

第2 国民健康保険特別会計

平成30年度の国保制度改革により、県が財政運営の責任主体となって、保険給付費に応じて県補助金が支出されています。

決算収支では、歳入歳出差引残額は198万円となっております。

歳入では、前年度より3,010万7,000円少ない3億1,907万7,000円となりましたが、これは、県全体で給付費が下がったため減額になりました。保険税収納率は、現年度分は99.1%で前年度より1.1ポイント上がり、過年度分についても23.6%で前年度より2.9ポイント向上しました。この滞納業務につきましては、村税とともに引き続き努力しているところであります。

歳出全体の60.7%を占める保険給付費は、前年度より570万6,000円少ない1億9,233万2,000円となりました。

歳出決算額は、前年度より511万2,000円少ない3億1,709万7,000円となりました。

第3 介護保険特別会計

要介護・要支援認定者数は、令和元年度末で173人となり、前年度より23人の減となりました。

決算収支では、歳入歳出差引残額は3,205万2,000円となっております。

歳出全体の83.6%を占める保険給付費は、施設介護サービス（施設入所者）及び在宅介護サービス利用者がともに減少したことにより、2億5,920万7,000円となりました。

歳出決算額は、保険給付費は減少したものの、基金積立金が増加し、3億1,022万5,000円となりました。

第4 簡易水道特別会計

曲坂水源系水道施設の機器更新は、3年目を迎え、電気計装機器の更新を実施しました。

曲坂川通常砂防事業に伴う配水管支障移転調査設計をはじめ、配水管路の漏水修繕など施設の維持管理を行い、安全で清浄な飲料水の供給に努めました。

これまで直営で行っていた水道施設管理のうち、取水施設、浄水施設、配水施設については外部委託化し、維持管理や運転管理を専断的に行う体制に整えました。これにより、職員の負担の軽減が図られたとともに、民間が持つ高い管理技術により水道水の安全性が高まり、かつ、より安定的な供給が行えるようになりました。

決算収支では、歳入歳出差引残額は905万2,000円となっております。

歳出決算額は、簡易水道建設事業費は減少しましたが、総務費、施設管理費、公債費が増加したため、前年度より2,450万1,000円多い2億7,211万2,000円となりました。

第5 下水道特別会計

本会計では、宮代、平西、平東、平中地区の小規模集合排水処理施設の維持管理を行っていますが、計画的な機器更新と修繕により施設の適正管理に努めました。

決算収支では、歳入歳出差引残額は152万円となっております。

歳出決算額は、施設維持管理費が増額したため、前年度より14万5,000円多い2,459万5,000円となりました。

第6 国保診療所特別会計

本会計では、令和元年度に長年の懸案であった診療所及び老健施設の移転新築が完了し、竣工式、内覧会等を経て、11月5日から新しい診療所での診療を開始しました。工事については、前年度からの繰越事業として本体工事、外構1期工事を行ったほか、これに伴う附帯工事として、外構2期工事、電話設備工事等に着手しました。また、移転に伴う備品購入は、医療機器の更新、新規購入をはじめ、老健施設の各種備品、家具、家電等の購入を行いました。竣工式については、10月13日に実施、引き続き16日から3日間行った竣工内覧会には、400人余の皆さんにお越しいただきました。

11月5日に新しい場所でスタートを切った診療所では、これまでどおり、医師2名体制を継続するとともに、外科、皮膚科、産婦人科の専門外来、木沢記念病院医師による休日診療も毎週土曜日に継続実施しました。

決算収支では、歳入歳出差引残額は2,696万9,000円となっております。

歳入決算額は、一般会計施設整備繰入金の増加により、前年度より増加し、7億5,360万9,000円となりました。

歳出決算額は、診療所工事に係る施設整備工事費などで7億2,664万円となりました。

第7 後期高齢者医療特別会計

令和元年度末受給者数は、前年度末より7人減の589人となりました。

決算収支では、歳入歳出差引残額は691万1,000円となっております。

歳出決算額は、後期高齢者医療広域連合納付金等が増加したことにより4,013万5,000円となりました。

第8 総括

以上のとおり、会計別に決算状況について申し上げましたが、その成果について御報告申し上げます。

財政については、計画的な起債の発行に心がけましたが、元利償還金額の増額が主な要因で、財政健全化法の実質公債費比率は、前年度より1.0ポイント上がり12.0%となりました。

以下、所管課別に報告してまいりますと、総務課では、消防・防災対策として小型動力ポンプ付積載車、簡易トイレなどの防災対策資材の整備や長期の停電につながる電線付近の支障木を取り除くライフライン保全事業を行い、防災体制の強化に努めました。また、ハザードマップの更新は令和2年度への繰越事業としました。

そのほかに、立村100年から10年ごとに記念式典を行ってきた立村130周年記念事業、参議院議員選挙、農林業センサスなどを行いました。

ふるさと納税事業では、返礼品の基準変更等により約半分となりましたが、村内産の米のほか、第三セクターの商品、まき、ベンチなどを返礼品とし、2,000万円を超える寄附金を集めました。

村民課では、滞納額の増加抑制に努めるとともに、債権等の差押えを行い徴収率の向上に努力をいたしました。また、固定資産税土地評価の均衡化・適正化等を図るため宅地の画地認定等の継続

や戸籍総合システムの更新、令和3年度の固定資産税評価替えに向けた標準宅地の鑑定評価を行いました。

保健福祉課では、村民が共に支え合いながら、誰もが健康で生きがいを持ち、「安心して暮らせるやさしさのある村づくり」を目指し、福祉事業として、高齢者・障害者に対する各種支援、せせらぎ荘など福祉施設の修繕を行い、保健衛生事業として各種健診・予防接種を引き続き行いました。

また、消費税の引上げによる、低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するため、国による経済対策プレミアム付商品券事業を行いました。

建設環境課の環境対策では、ごみの分別回収などや自然保護事業として、自治会や団体の自主的な環境整備活動に対して補助を行いました。

村営住宅管理では、各種修繕工事を実施し、良好な居住環境の維持に努めました。

農業農村整備では、県営中山間地域総合整備事業にて、山元橋の完成、黒淵・日向の用水路の改修を行いました。県営基幹農道整備事業の実施に向け、引き続き調査を行いました。

村道維持関係では、国庫補助の社会資本整備総合交付金と防災安全交付金を活用し、杉林線道路改良工事や通学路の魚戸線落石対策工事、橋梁補修工事などを、官民協働の地域づくり支援事業では、日向、中山墓地整備を実施しました。また、地籍調査事業は、日向、陰地、黒淵、栃山、平地区を中心に実施し、進捗率が41.2%となりました。

産業振興課の農業振興では、昨年度はいまだかつて経験のなかった凍霜害に見舞われ、茶葉の生産量は過去最低を記録しましたが、前年度までの在庫茶の販売や秋番茶の受入れで、生葉量の確保、経営安定基金の取崩しなどで経営危機を最小限に抑え、乗り切ることができました。

また、OKB総研のコンサルにより、茶産地構造改革審議会での話し合いを進め、改革計画の策定をしました。今後の茶業の一組織化、一工場化へ向けてのスタートを切りました。東京等への販路拡大も見だし、白川茶のみならず、東白川村のPRにも積極的に寄与しました。

林業振興では、Iターン・Uターン者の事業所への就業、定住を目的とした林業・製材業・建築業担い手育成事業を実施しました。森林環境譲与税を活用し、4事業所8名の雇用を確保することができました。

そのほか、2020年に開催される予定であった東京オリンピック・パラリンピックの選手村ビレッジプラザに使用される木材を提供しました。

また、有害鳥獣捕獲事業では、昨年度は豚熱（豚コレラ）の流行により県の狩猟登録が行われませんでした。野生イノシシの感染確認検査の搬入を実施しました。

地域振興課の情報通信係では、総務省のケーブルテレビ事業者の光ケーブル化に関する緊急対策事業（放送ネットワーク整備支援事業）の採択を受け、昨年からの繰越事業であったCATV施設光ファイバー化事業が完了しました。

商工振興係では、地方創生事業によるつちのこメンバーズカード事業、既存のプレミアム付商品券発行事業に対する支援、経営改善支援、東白川ファンを核とした村内商品の販売促進事業やフォレストスタイル事業、各種イベントを実施しました。また、移住定住施策として空き家の寄附、残家財

のリユースを行うつながるナビ事業を実施しました。

また、地域おこし協力隊事業では、7名の隊員のうち4名が任期満了で退任し、そのうち3名が定住、残りの3名は、村のケーブルテレビで活動しました。

第三セクターの担い手となる隊員2名を新たに採用の決定をしました。

教育委員会の子育て支援では、奨学金等返済支援補助金制度を継続し、令和元年度は13名の方が対象となりました。

学校教育では、国庫補助事業の空調設備工事（繰越事業）の採択を受けて、小・中学校普通教室のエアコン設置事業を実施しました。

社会教育では、はなのき会館・はなのき別館大規模改修第4期工事として最終年度工事を行い、完成し、立村130周年記念講演として三遊亭円楽氏を招いて盛大にこけら落としを行うことができました。

保健体育では、スポーツ教室、軽スポーツ大会など、生涯スポーツ事業を推進しました。

国保診療所では、2か年を費やして建設を進めてきた診療所及び介護老人保健施設建築工事が無事終了し、11月からは新しい場所での診療を開始することができました。新しく生まれ変わった診療所の誕生により、村民の皆さんが安心して通院していただけるような、地域のよりどころとなるような施設を目指し、職員一丸となって頑張っていきたいと考えております。

以上、限られた予算で効率的な行財政運営ができましたことは、ひとえに議会をはじめ、国・県当局の御指導、御支援と村内諸団体並びに村民皆様の御理解、御協力、さらには職員各位の熱意ある不断の努力のおかげでもあり、深く感謝する次第であります。

何とぞ十分なる御審議の上、御認定賜りますようお願い申し上げます、決算説明といたします。

令和2年9月8日、東白川村長。以上であります。

○議長（樋口春市君）

会計管理者 今井英樹君。

○会計管理者（今井英樹君）

それでは、別冊の令和元年度東白川村決算書の報告をしますので、資料についてを御覧いただきたいと思います。

令和元年度東白川村一般会計歳入歳出決算書。

歳入でございます。

以下、収入済額のみを報告させていただきますので、よろしくお願いします。

1 款村税、収入済額 2 億167万2,020円。

2 款地方譲与税4,077万6,002円。

3 款利子割交付金21万8,000円。

4 款配当割交付金87万5,000円。

5 款株式等譲渡所得割交付金46万8,000円。

6 款地方消費税交付金4,094万4,000円。

7 款自動車取得税交付金636万6,730円。

1 枚はねていただきたいと思います。

8 款地方特例交付金685万5,000円。

9 款地方交付税13億8,798万6,000円。

11 款分担金及び負担金779万7,131円。

12 款使用料及び手数料5,824万9,138円。

13 款国庫支出金 2 億3,382万1,106円。

14 款県支出金 1 億5,784万7,374円。

次のページをお願いします。

15 款財産収入1,422万7,978円。

16 款寄附金4,099万2,635円。

17 款繰入金 1 億2,241万581円。

18 款繰越金 3 億2,119万6,841円。

19 款諸収入4,456万8,375円。

20 款村債 8 億2,899万9,000円。

歳入合計35億1,627万911円。

8 ページでございます。

歳出。以下、支出済額のみを報告させていただきます。

1 款議会費、支出済額3,797万2,141円。

2 款総務費 7 億4,364万2,869円。

3 款民生費 4 億4,544万3,494円。

4 款衛生費 7 億5,220万4,064円。

6 款農林水産業費 2 億6,347万1,622円。

7 款商工費 1 億1,230万8,720円。

8 款土木費 2 億3,581万8,242円。

9 款消防費 1 億250万1,907円。

10 ページを御覧いただきたいと思います。

10 款教育費 2 億3,194万5,604円。

12 款公債費 2 億6,001万1,678円。

14 款予備費なし。

歳出合計31億8,532万341円、歳入歳出差引残額 3 億3,095万570円。

令和 2 年 9 月 8 日提出、東白川村長。

12 ページを御覧いただきたいと思います。

左上の差引残額等は省略をさせていただきます。

まず上段からでございますが、事務の手の流れでございますが、地方自治法第233条第 1 項の

規定によって、証拠書類及び歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書を添えて提出します。これが令和2年8月3日でございます。以下は省略させていただきます。

次に、中段の地方自治法第233条第2項の規定により、監査委員の審査に付する。これが令和2年8月18日でございます。以下は省略させていただきます。

それから、一番下段の審査の結果、諸帳簿の係数は全て関係書類に合致して正確であり、相違ないことを認める。令和2年8月19日に承認がされております。以下を省略させていただきます。

続きまして、国民健康保険特別会計、14ページを御覧いただきたいと思います。

令和元年度東白川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算書。

歳入でございます。

1 款国民健康保険税、収入済額5,155万2,876円。

2 款使用料及び手数料1万7,200円。

3 款県支出金2億1,020万1,503円。

4 款財産収入551円。

5 款繰入金2,934万4,462円。

6 款繰越金2,697万5,033円。

7 款諸収入33万6,608円。

8 款公債費なし。

9 款国庫支出金64万9,000円。

16ページを御覧いただきたいと思います。

歳入合計3億1,907万7,233円。

18ページをお願いいたします。

次に、歳出でございます。

1 款総務費、支出済額844万5,870円。

2 款保険給付費1億9,233万2,472円。

3 款国民健康保険事業費納付金1億93万415円。

4 款財政安定化基金拠出金なし。

5 款保健事業費219万1,754円。

6 款基金積立金1,000円。

7 款諸支出金1,319万5,553円。

8 款予備費なし。

20ページを御覧いただきたいと思います。

歳出合計3億1,709万7,064円、歳入歳出差引残額198万169円。

令和2年9月8日提出、東白川村長。

22ページでございますが、省略をさせていただきます。

次に、介護保険特別会計、24ページを御覧いただきたいと思います。

令和元年度東白川村介護保険特別会計歳入歳出決算書。

歳入、1 款保険料、収入済額5,081万8,500円。

2 款使用料及び手数料2,700円。

3 款国庫支出金8,561万7,995円。

4 款支払基金交付金7,323万1,492円。

5 款県支出金4,279万8,772円。

6 款繰入金5,756万3,000円。

7 款繰越金3,176万9,772円。

8 款諸収入46万6,790円。

26ページを御覧いただきたいと思います。

10款財産収入8,211円。

歳入合計 3 億4,227万7,232円。

28ページを御覧いただきたいと思います。

次に歳出でございます。

1 款総務費、支出済額1,013万2,351円。

2 款保険給付費 2 億5,920万7,402円。

4 款基金積立金1,150万1,000円。

5 款地域支援事業費1,588万2,566円。

6 款公債費なし。

7 款諸支出金1,350万1,740円。

30ページを御覧いただきたいと思います。

歳出合計 3 億1,022万5,059円、歳入歳出差引残額3,205万2,173円。

令和2年9月8日提出、東白川村長。

32ページを省略させていただきます。

次に、簡易水道特別会計、34ページを御覧いただきたいと思います。

令和元年度東白川村簡易水道特別会計歳入歳出決算書。

歳入でございます。

1 款使用料及び手数料、収入済額4,833万9,170円。

2 款繰入金 1 億4,647万5,000円。

3 款繰越金1,059万9,300円。

4 款財産収入747円。

5 款分担金及び負担金265万円。

6 款村債3,900万円。

7 款国庫支出金1,956万3,000円。

9 款諸収入1,453万7,042円。

歳入合計 2 億8, 116万4, 259円でございます。

36ページを御覧いただきたいと思います。

歳出でございます。

1 款総務費、支出済額1, 649万461円。

2 款簡易水道事業費6, 655万1, 300円。

3 款施設維持管理費4, 595万7, 721円。

4 款公債費 1 億4, 311万2, 485円。

5 款予備費なし。

歳出合計でございます。 2 億7, 211万1, 967円、歳入歳出差引残額905万2, 292円。

令和 2 年 9 月 8 日提出、東白川村長。

38ページにつきましては省略をさせていただきます。

次に、下水道特別会計、40ページを御覧いただきたいと思います。

令和元年度東白川村下水道特別会計歳入歳出決算書。

歳入、 1 款使用料及び手数料、収入済額711万2, 600円。

2 款繰入金1, 660万6, 000円。

3 款繰越金239万6, 457円。

4 款財産収入48円。

歳入合計2, 611万5, 105円。

42ページを御覧いただきたいと思います。

歳出でございます。

1 款総務費、支出済額877万7, 082円。

2 款施設維持管理費655万6, 159円。

3 款公債費926万1, 514円。

4 款予備費なし。

歳出合計2, 459万4, 755円、歳入歳出差引残額152万350円。

令和 2 年 9 月 8 日提出、東白川村長。

44ページは省略をさせていただきます。

次に、国保診療所特別会計、46ページを御覧いただきたいと思います。

令和元年度東白川村国保診療所特別会計歳入歳出決算書。

歳入、 1 款診療収入、収入済額 1 億5, 236万4, 033円。

2 款使用料及び手数料96万2, 710円。

3 款県支出金11万1, 000円。

4 款財産収入667円。

5 款繰入金 4 億7, 623万2, 000円。

6 款繰越金 1 億706万9, 199円。

7 款諸収入396万921円。

8 款寄附金36万円。

48ページをお願いいたします。

9 款国庫支出金1,254万9,000円。

歳入合計 7 億5,360万9,530円。

50ページを御覧いただきたいと思います。

次に、歳出でございます。

1 款総務費、支出済額2,583万4,977円。

2 款医業費 2 億1,960万5,068円。

3 款基金積立金36万円。

4 款公債費78万5,792円。

5 款予備費なし。

6 款施設整備費 4 億8,005万4,421円。

歳出合計 7 億2,664万258円、歳入歳出差引残額2,696万9,272円。

令和 2 年 9 月 8 日提出、東白川村長。

52ページについては省略をさせていただきます。

次に、後期高齢者医療特別会計、54ページを御覧いただきたいと思います。

令和元年度東白川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書。

歳入、1 款後期高齢者医療保険料、収入済額2,281万5,600円。

2 款使用料及び手数料1,200円。

3 款後期高齢者医療広域連合支出金144万8,245円。

4 款繰入金1,638万5,707円。

5 款諸収入15万4,583円。

6 款繰越金624万446円。

歳入合計4,704万5,781円。

56ページを御覧いただきたいと思います。

歳出でございます。

1 款総務費、支出済額80万8,556円。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金3,766万1,807円。

3 款保健事業費150万9,853円。

4 款諸支出金15万4,583円。

5 款予備費なし。

歳出合計4,013万4,799円、歳入歳出差引残額691万982円。

令和 2 年 9 月 8 日提出、東白川村長。

58ページについては省略をさせていただきます。

決算書については以上でございます。

○議長（樋口春市君）

本件について、監査委員の決算審査結果及び意見について報告を求めます。

監査委員 安江弘企君。

○監査委員（安江弘企君）

令和元年度決算審査意見書。地方自治法第233条第2項の規定により審査に付された、令和元年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算を審査した結果及び意見は、別紙のとおりである。令和2年9月8日提出、東白川村監査委員 安江弘企、同じく今井美和。東白川村長 今井俊郎様。

別冊に意見書を上げておりますので、読み上げさせていただきます。

令和元年度決算審査意見書。

第1. 審査の対象 令和元年度東白川村一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、簡易水道特別会計、下水道特別会計、国保診療所特別会計及び後期高齢者医療特別会計。

第2. 審査の時期 令和2年8月18日、19日の2日間。

第3. 審査の方法 審査に当たっては、一般会計・特別会計歳入歳出決算書、附属書類、関係諸帳簿及び関係書類により審査を実施し、例月現金出納検査と定期監査の結果を参考とし、1. 決算計数の正確性、2. 収入支出の合法性、3. 予算執行の適確性等の確認を行い、併せて関係職員の説明を聴取して審査しました。

第4. 審査の結果 審査に付された一般会計・特別会計歳入歳出決算書は、関係諸帳簿及び証拠書類と全て符合し、かつ正確であった。また、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金の運用状況も適切であったと認めました。

審査の概要と意見については、次に述べるとおりであります。

1. 決算の概要。

(1)決算規模。令和元年度の各会計の歳入歳出決算総額は、次のとおりであります。

歳入決算総額52億8,556万51円、歳出決算総額48億7,612万4,243円。

一般会計・特別会計の内訳は次表のとおりです。

一般会計、歳入35億1,627万911円、歳出31億8,532万341円、差引残高3億3,095万570円。特別会計、歳入17億6,928万9,140円、歳出16億9,080万3,902円、差引残高7,848万5,238円。合計、歳入52億8,556万51円、歳出48億7,612万4,243円、差引残高4億943万5,808円。

次に、各会計総額を前年度と比較すると次表のとおりであります。

決算規模の状況、各会計歳入総額、令和元年度、52億8,556万51円、平成30年度、46億8,767万2,261円、増減額5億9,788万7,790円。各会計歳出総額、令和元年度、48億7,612万4,243円、平成30年度、41億8,142万5,213円、増減額6億9,469万9,030円、差引総額、令和元年度、4億943万5,808円、平成30年度、5億624万7,048円、増減額マイナス9,681万1,240円。

(2)決算収支。決算収支の状況は次表のとおりであります。

一般会計、形式収支3億3,095万570円、翌年度へ繰り越すべき財源923万7,000円、実質収支3億

2,171万3,570円、単年度収支1,468万3,729円。国民健康保険特別会計、形式収支198万169円、実質収支198万169円、単年度収支マイナス2,499万4,864円。介護保険特別会計、形式収支3,205万2,173円、実質収支3,205万2,173円、単年度収支28万2,401円。簡易水道特別会計、形式収支905万2,292円、実質収支905万2,292円、単年度収支30万3,849円。下水道特別会計、形式収支152万350円、実質収支152万350円、単年度収支マイナス87万6,107円。国保診療所特別会計、形式収支2,696万9,272円、実質収支2,696万9,272円、単年度収支マイナス6,263万6,927円。後期高齢者医療特別会計、形式収支691万982円、実質収支691万982円、単年度収支67万536円。合計は朗読を省略させていただきます。

一般会計及び特別会計を合わせた決算総額は、次のとおりであります。

形式収支 4 億943万5,808円の黒字。実質収支 4 億19万8,808円の黒字。単年度収支7,256万7,383円の赤字。

(3)むすび。以上が当年度の決算状況の概要であります。

令和元年度の一般会計の実質収支額は、前述のとおり、前年と比較して1,468万4,000円増の3億2,171万4,000円となっていますが、昨年同様の繰越金が出た理由は、繰入金 2 億2,698万円、繰越金1,997万4,000円など減額しましたが、地方交付税2,315万3,000円、国庫支出金及び県支出金で1億2,443万5,000円増となっています。また、村債により 8 億2,899万9,000円財源を確保されたことが要因と思われます。

一般会計歳出の不用額は 1 億7,942万円であり、前年と比較しますと 1 億2,470万5,000円多くなっていますが、平成30年度からの F T T H事業の繰越分と令和 2 年度への繰越明許費を除いた不用額は6,480万2,000円で、予算額に占める割合としては2.19%となっており、予算執行率が高い決算状況を確認いたしました。

実質公債費比率は、ここ何年かは健全化が図られているところですが、本年度の比率は12%で、昨年と比較して1.0ポイント悪化しております。これは、元利償還金の額が増加したことが主要因であると説明を受けました。また、将来負担比率は、地方債の現在高の増加により、昨年度と比較して20.1ポイント増加し、61.3%となっています。

一方、村民が負担すべき費用のうち年度内に納められなかった額は、一般会計・特別会計を合わせて1,321万1,000円あります。昨年と比較すると103万8,000円減少しており、徴収に努力されていることを評価いたします。

各会計ごとの滞納額は下記のとおりです。

元年度の金額のみ読み上げさせていただきます。

一般会計901万9,985円、国民健康保険特別会計390万5,189円、介護保険特別会計 9 万3,300円、簡易水道特別会計 4 万1,180円、下水道特別会計ゼロ円、国保診療所特別会計15万1,603円、後期高齢者医療特別会計ゼロ円、計1,321万1,257円。

また、当該年度中に村税、国民健康保険税（料）及び介護保険料で約28万円不納欠損処分がされています。その内訳は、東白川村滞納処分の執行停止基準第 4 条第 1 項（相続放棄等により財産な

し) 6 件、地方税法第18条第 1 項(時効消滅) 2 件となっています。法に照らし合わせ、適切な処置は必要と思いますが、完納者との不均衡が生じないよう今後一層の努力をお願いします。

次に、令和元年度の決算審査で気がついたことを申し上げます。

つながるナビ事業で空き家を利用した移住定住事業が進められており、実績も出ており効果的だと思います。この事業のさらなる推進を期待します。

国民健康保険特別会計の歳入歳出決算額と予算現額を比較すると、3,000万円以上相違しております。療養給付費の変動などの予測が難しい側面もありますが、国保会計の健全運営及び次年度保険料率改定の参考になると思うので、適正な予算管理を要望します。

簡易水道ユーティリティ管理業務が委託されていますが、限られた財源を有効に活用できるよう、事務事業の執行及び委託業者の監視・指導に留意されたい。

既に令和2年度も上半期が終わろうとしています。新型コロナウイルスの影響により、イベント、会議及び交流会等が中止となり、村民への情報伝達の機会が減っていると思われますが、令和元年度の検証も踏まえ、令和2年度の着実な事業推進が図られるよう、創意と工夫で豊かさが実感できる行政運営を期待し、決算審査意見とします。以上です。

○議長(樋口春市君)

お諮りします。明日9日は全員協議会開催のため、10日は議案調査のため、休会としたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。9日は全員協議会開催のため、10日は議案調査のため、休会とすることに決定しました。

明日9日の全員協議会は午前9時30分から協議会室にて、また11日の本会議は午前9時30分から会議を開きますのでお願いします。

それでは、本日はこれで延会をします。

午後1時56分 延会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員